

各 位

水酸化カリウムに対して課する暫定不当廉売関税に関する具体的取扱いについて

「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」(平成 28 年政令第 196 号)の施行に伴い、下記対象国を原産地とする水酸化カリウムに対しては、平成 28 年 4 月 9 日から平成 28 年 8 月 8 日の間、暫定的な不当廉売関税が課されることとなりました。

当該取扱いにつきましては、「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて」(平成 28 年 4 月 8 日財関第 468 号)の規定によるほか、下記により取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 2815.20 号に掲げる水酸化カリウム(かせいカリ)

2. 対象国

大韓民国又は中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)

3. 税率

大韓民国を原産地とするもの 49.5%

中国を原産地とするもの 73.7%

4. 期間

平成 28 年 8 月 8 日まで

5. システムを利用して行う輸入(納税)申告について

「内国消費税等種別コード(輸入)」欄に次のコードを入力する。

貨物の原産地	NACCS 用コード	適用税率(%)
大韓民国	S006001	49.5%
中国	S006002	73.7%

問合せ先

通関総括第一部門(手続関係) 03-3599-6337

原産地調査官(原産地認定関係) 03-3599-6527